七　前項第六号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

八　前号は、第二号、第三号及び第五号と同時に適用することができないものとする。

九　前項第七号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

4　前項第一号の利子補給率については、第二項第三号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十四年六月八日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するソーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業等（第十一条第一項第五号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）に限る。）を対象とするソーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第十一項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第十一項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

七　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

八　第三条第九号に掲げる者を対象とする産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の実施状況については、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１５０号

茨城県つくば市吾妻３丁目10番地13
債務者　桜心商事株式会社
登記簿上の代表者代表取締役　間原　光正

1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹若栄吾郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午前10時

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８７２８号

東京都府中市分梅町３丁目２番９号
債務者　有限会社ティー・ウエスト
代表者代表取締役　渡部　忠臣

1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縣　俊介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７６９号

東京都中央区日本橋浜町２丁目33番７号　浜町プログレスビル６階
債務者　株式会社アドヴァン
代表者代表取締役　山邊　昭人

1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　紀子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部